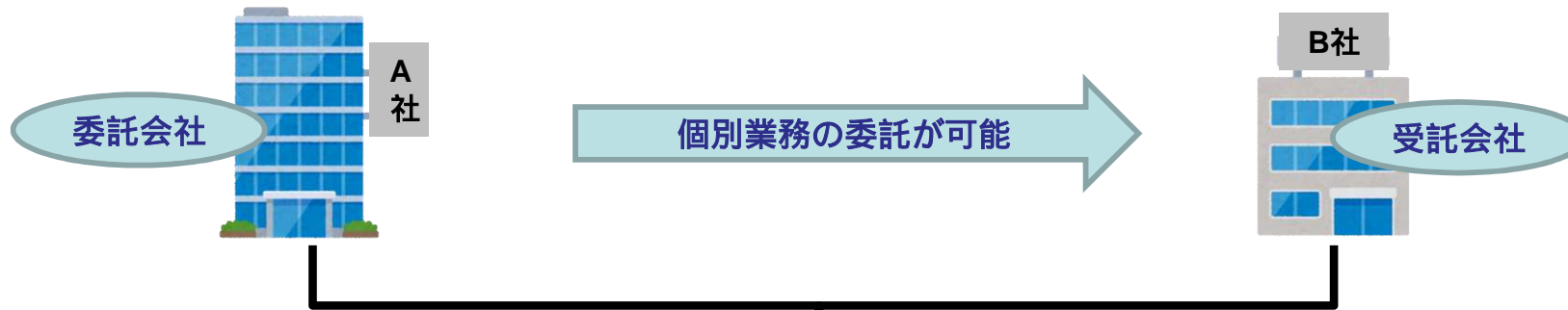


複数社で協業する場合の規制(概要)

個別業務(作業)の受委託を行う場合の規制(概要)



運航乗務員

訓練・審査の委託可能
機長については兼任が可能 (実績なし)

- オペレーションマニュアル / 訓練・審査方法が類似している事業者
- 同一型式の航空機



客室乗務員

訓練・審査の委託可能
客室保安業務の委託可能

- 同等の業務を実施している事業者
- 同一型式の航空機



航空機

「共通事業機」として共同使用が可能

- 整備方式、部品の整備(オーバーホール)の間隔等が同等
- 品質管理の方法が同等
- 整備記録、保管管理、情報共有の方法を明確化
- 責任者の選定 等



部品・施設・工具等

整備の実施方法や仕様が同等であれば、事業者間で融通しながら使用することが可能

運航管理者

共用が可能

- 同一グループで運航管理に係る規定や運航管理に用いるシステムが概ね同様
- 原則として、同系列の型式の航空機
- 事業者間での業務範囲が明確



航空整備士

訓練・審査の委託可能
整備業務の委託可能

- 自社又は委託者の規定に基づき実施



個別業務(作業)の受委託を行う場合の規制(概要)

	可能な範囲	安全上の条件
運航乗務員	訓練・審査の委託が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ航空機を用いて同等または類似した運航方式による運航を行い、かつ、航空機の操作方法に関する運航規程等が同等又は類似した事業者へ委託すること ・適切に訓練を実施できると認められること ・所定の訓練を修了し、委託元の事業者の審査基準に合格していることを確認すること
	事業者間で機長の兼任が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーションマニュアルの内容及び訓練・審査の方法が類似した事業者において、同一の型式の航空機について機長認定を受けること ・兼任先の事業者において、改めて国による機長認定又は社内機長認定を受けること ・兼任先の事業者は、運航規程に従って必要な経験及び知識の付与を行うこと
客室乗務員	訓練・審査の委託が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ型式の航空機を用いて同等又は類似した業務を実施している事業者へ委託すること ・所定の訓練を修了し、委託元の事業者の審査基準に合格していることを確認すること
	客室保安業務の委託が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ型式の航空機を用いて同等の客室保安業務を実施している事業者へ委託すること ・先任客室乗務員に係る業務又はこの補佐業務を委託する場合には、同じ型式の航空機を用いて同等の業務を適切に実施することができると認められる事業者へ委託すること
航空整備士	訓練・審査の委託が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の訓練を修了し、委託元の事業者の審査基準に合格していることを確認すること
運航管理者	事業者間での共用が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・運航規程および運航管理システムの差異についての教育・訓練を受けていること ・同一の事業者グループに属しており、運航管理の方法に関する規定および運航管理に用いるシステムが概ね同様であると認められること ・原則として、同系列の型式の航空機を使用していること ・業務の範囲が明確になっていること

個別業務(作業)の受委託を行う場合の規制(概要)

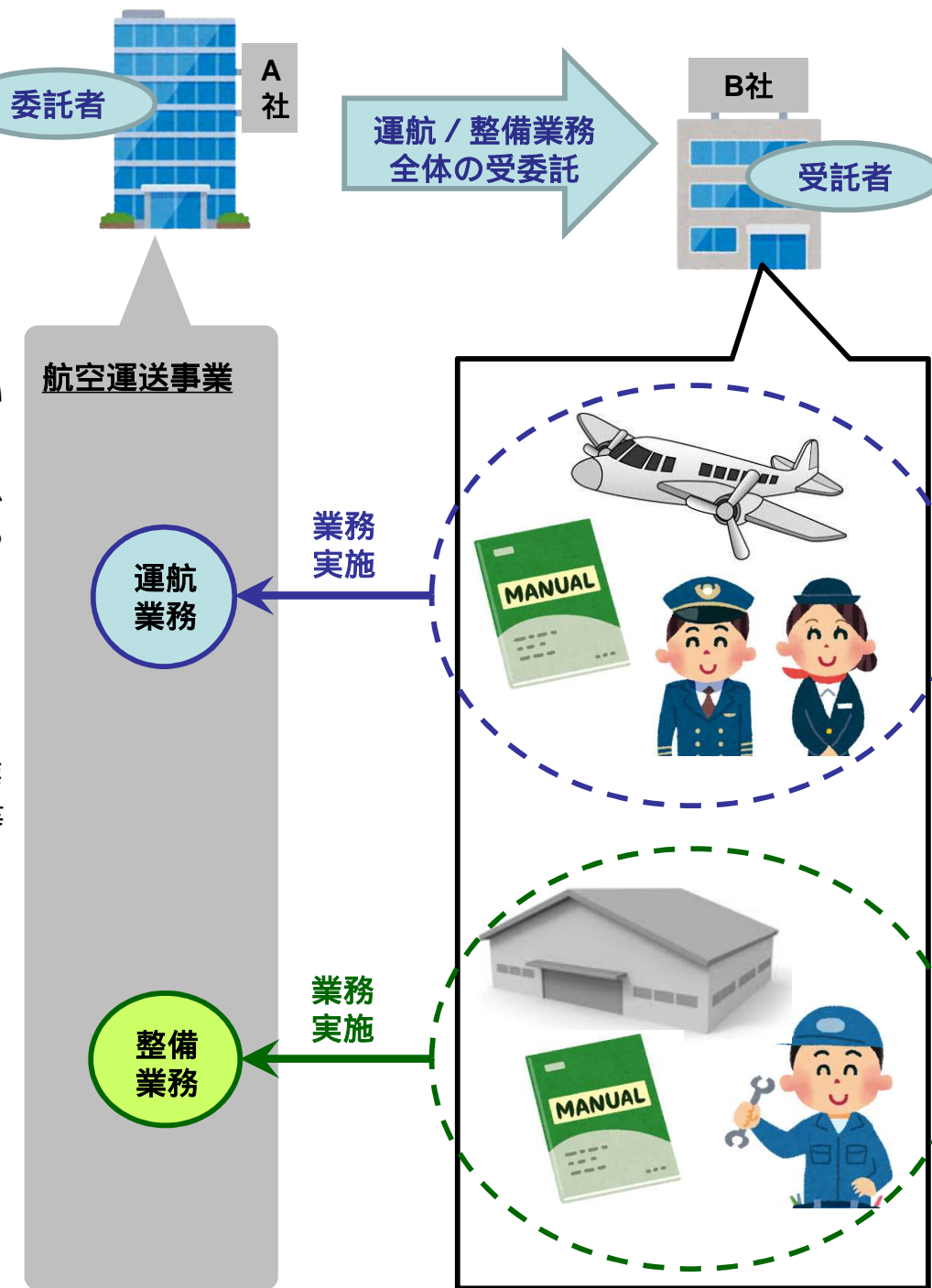
	範囲	安全上の条件
航空機	「共通事業機」 として共用が 可能	<ul style="list-style-type: none"> ・整備従事者の能力および資格要件等が同等であると認められること ・整備の方式、整備の方法および限界使用時間(オーバーホールの実施間隔)が同等であり、かつ、共通事業機の運航環境に適応したものであること ・整備の実施、管理に必要な整備情報等、業務を行うために必要な情報について、事業者間での交換方法が明確に設定されていること ・品質管理、技術管理等の方式が同等であると認められること ・整備の記録、保管、管理、交換の方法が明確に設定されていること ・運用許容基準、不具合修理の持ち越し基準が同等であると認められること
航空機の 整備	整備業務の委 託が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先での整備後の機体・装備品等を領収する際の検査内容等の基準を定めること ・委託先での整備の実施状況、品質管理等について、定期的に監査を実施すること
部品 施設 工具 等	部品の借用が 可能	<ul style="list-style-type: none"> ・部品の借用に係る基準が適切に定められていること ・事業者間で融通しあう場合には、融通に係る手順が定められていること <ul style="list-style-type: none"> - 融通を受ける場合の受領検査の方法が定められていること - 受領検査にあたっては、部品が使用可能な状態にあることを示す有効な帳票が添付されていることを確認することになっていること - 使用時間管理が必要となる部品については、適切に時間管理を行うことになっていること - 定常的に部品の融通を行う場合は、事業者間で部品の融通に関する契約を締結することになっていること
	施設、設備、器 具の借用が可 能	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備、器具を借用する場合には、借用する施設、設備、器具について必要な技術基準が定められていること

運航・整備に関する業務全体の管理の受委託(概要)

委託者の要件

- 航空運送事業の許可を受けていること
- 運航業務の管理を委託する場合には、受委託に係る型式と同区分の航空機について、実運航を行っていること
- 受託者が行う業務について、適切に委託管理を実施すること
 - 責任者等の配置
 - 適切な教育・訓練を受けた人員の配置
- 緊急時の対応、地上取扱業務、記録の管理及び報告等を明確化すること

等



受託者の要件

運航および整備業務を一括して受託する者は、本邦航空運送事業者であって、以下を満足すること

- 受委託に係る型式の航空機の運航/整備の実施について、事業計画の認可を受けていること
- 運航業務を実施する地域における業務実施について、事業計画の認可を受けていること
- 特殊運航を実施する場合、航空局の許可があること
- 運航マニュアル/整備マニュアルが航空法令に適合していること
- 整備改造認定事業場であること

運航業務のみを受託する者は、

- a. ~ d.を満足する事業者であって、運航マニュアルが整備マニュアルと矛盾がないように定められていること

整備業務のみを受託する者は、 整備改造認定事業者であって、以下を満足すること

- a. 適切な能力を備えた要員を有していること
- b. 整備マニュアルが航空法令に適合しており、業務を適切に実施できると認められること

運航・整備に関する業務全体の管理の受委託(概要)

委託者の要件(本邦事業者間の受委託の場合)	受託者の要件(本邦事業者間の受委託の場合)
<ul style="list-style-type: none"> ・航空運送事業の許可を受けていること ・運航業務の管理を委託する場合には、受委託に係る型式と同区分の航空機について、実運航を行っていること ・受託者が行う業務について、適切に委託管理を実施すること <ul style="list-style-type: none"> - 責任者等の配置 - 適切な教育・訓練を受けた人員の配置 - 委託管理を行う者の責任および権限が明確になっていること - 受託者が定める運航マニュアル/整備マニュアルが航空法令を満たしていることを確認すること - 受託者の業務の実施状況について、定期的に監査を行うこと ・緊急時の対応、地上取扱業務、記録の管理及び報告等を明確化すること 	<p>運航および整備業務を一括して受託する者は、本邦航空運送事業者であって、以下を満足すること</p> <ul style="list-style-type: none"> a.受委託に係る型式の航空機の運航/整備の実施について、事業計画の認可を受けていること b.運航業務を実施する地域における業務実施について、事業計画の認可を受けていること c.特殊運航を実施する場合、航空局の許可があること d.運航マニュアル/整備マニュアルが航空法令に適合していること e.整備改造認定事業場であること <p><u>運航業務のみを受託する者は</u>、 a. ~ d.を満足する事業者であって、受託者が定める運航マニュアルが整備業務の管理を行う者が定める整備マニュアルと矛盾がないように定められていること</p> <p><u>整備業務のみを受託する者は</u>、整備改造認定事業者であって、以下を満足すること</p> <ul style="list-style-type: none"> a.適切な能力を備えた要員を有していること b.整備マニュアルが航空法令に適合しており、業務を適切に実施できると認められること